

土岐市告示第19号

土岐市PPP／PFI手法導入優先的検討規程を次のように定める。

令和8年2月25日

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市PPP／PFI手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 この規程は、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (2) PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略であり、市と民間が連携して、公共施設等の建設、維持管理、運営その他の公共サービスの提供を行う手法をいう。
- (3) PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略で、PPPの代表的な手法の一つであり、PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法をいう。

- (4) PPP／PFI手法 PFIを含むPPP手法全般をいう。
- (5) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (6) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- (7) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金をいう。
- (8) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- (9) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (10) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (11) 優先的検討 この規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入の適否を従来型手法（公共施設等の整備等に当たって、設計、建設、運営、維持管理等をそれぞれ分割して発注する手法をいう。以下同じ。）に優先して検討することをいう。

(対象とするPPP／PFI手法)

第3条 この規程の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
 - ア 公共施設等運営権（コンセッション）方式
 - イ 指定管理者制度
 - ウ 包括的民間委託
 - エ O（運営等Operate）方式
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
 - ア BTO方式（建設Build—移転Transfer—運営等Operate）
 - イ BOT方式（建設Build—運営等Operate—移転Transfer）
 - ウ BOO方式（建設Build—所有Own—運営等Operate）
 - エ DBO方式（設計Design—建設Build—運営等Operate）

- オ RO方式（改修R e h a b i l i t a t e—運営等O p e r a t e）
 - カ ESCO（E n e r g y S e r v i c e C o m p a n y）
 - (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
 - ア BT方式（建設B u i l d—移転T r a n s f e r）（民間建設買取方式）
 - イ 民間建設借上（リース）方式
 - (4) その他公的不動産を利活用する手法
 - ア 定期借地権方式
 - イ 公共所有床の活用
 - ウ 占用許可等の公的空間の利活用
- （優先的検討の開始時期）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に優先的検討を行うものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき。
 - (2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき。
 - (3) 公共施設等の集約化、複合化等を検討するとき。
- （優先的検討の対象とする事業）

第5条 優先的検討の対象とする事業は、公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待され、かつ、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の運営及び維持管理に係る事業費が1億円以上の公共施設整備事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備

事業

(3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(適切なPPP/PFI手法の選択)

第6条 市長は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次条に規定する簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）又は第8条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 市長は、前項の規定により選択した手法（以下「採用手法」という。）が次の各号に掲げるものに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略

(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(3) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(簡易な検討)

第7条 市長は、PPP/PFI手法定量評価調書（別記様式）により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

(2) 公共施設等の運営等の費用

(3) 民間事業者の適正な利益及び配当

- (4) 調査に要する費用
- (5) 資産調達に要する費用
- (6) 利用料金収入
- (7) 税金その他採用手法導入に要する費用

2 市長は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価
(詳細な検討)

第8条 市長は、前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 市長は、第7条第1項に規定する費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法定量評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 市長は、第7条第2項の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

3 市長は、詳細な検討の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市ホームページ上で公表するものとする。

(1) PPP／PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP／PFI手法定量評価調書の内容（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、PPP／PFI手法の導入に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に整備等の方針が決定している公共施設整備事業については、この告示は適用しない。

別記

様式（第7条関係）

別記様式（第7条関係）

PPP/PFI 手法定量評価調書

	従来型手法（市が自ら整備等を行う手法）	採用手法（候補となるPPP/PFI手法）
整備等（運営等を除く。）費用		
〈算出根拠〉		
運営等費用		
〈算出根拠〉		
利用料金収入		
〈算出根拠〉		
資金調達費用		
〈算出根拠〉		
調査等費用		
〈算出根拠〉		
税金		
〈算出根拠〉		
税引後損益		
〈算出根拠〉		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他（前提条件等）		